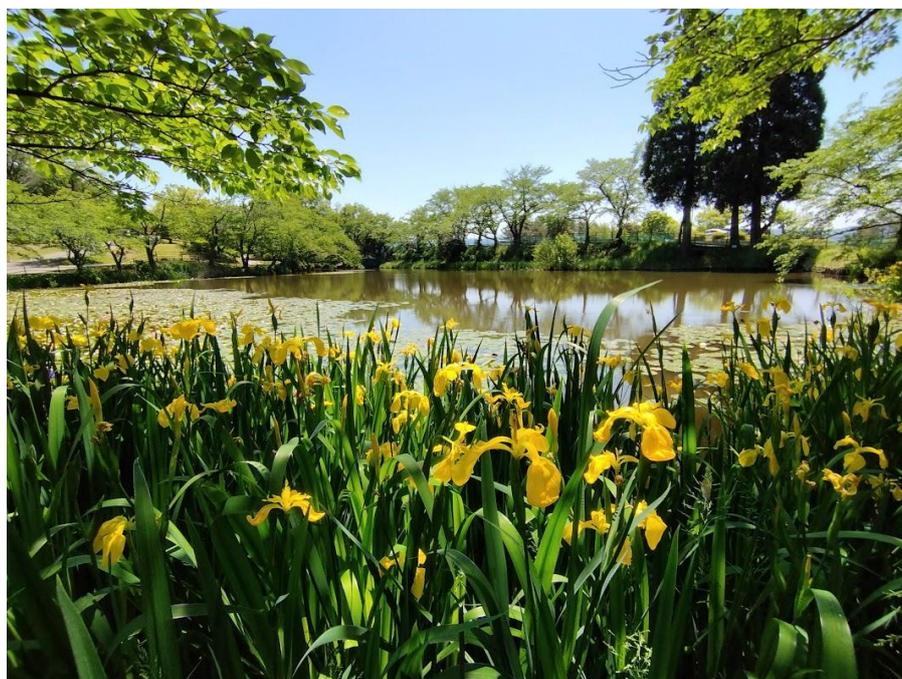


「金沢方式の実像」

【金沢は住みやすい都市か】

金沢は歴史のある美しい街です。中都市で文化財も多く、近傍には海山の自然も多く管理が十分にされた緑地も多くあります。これが大都市での生活経験がある私の感想でした。

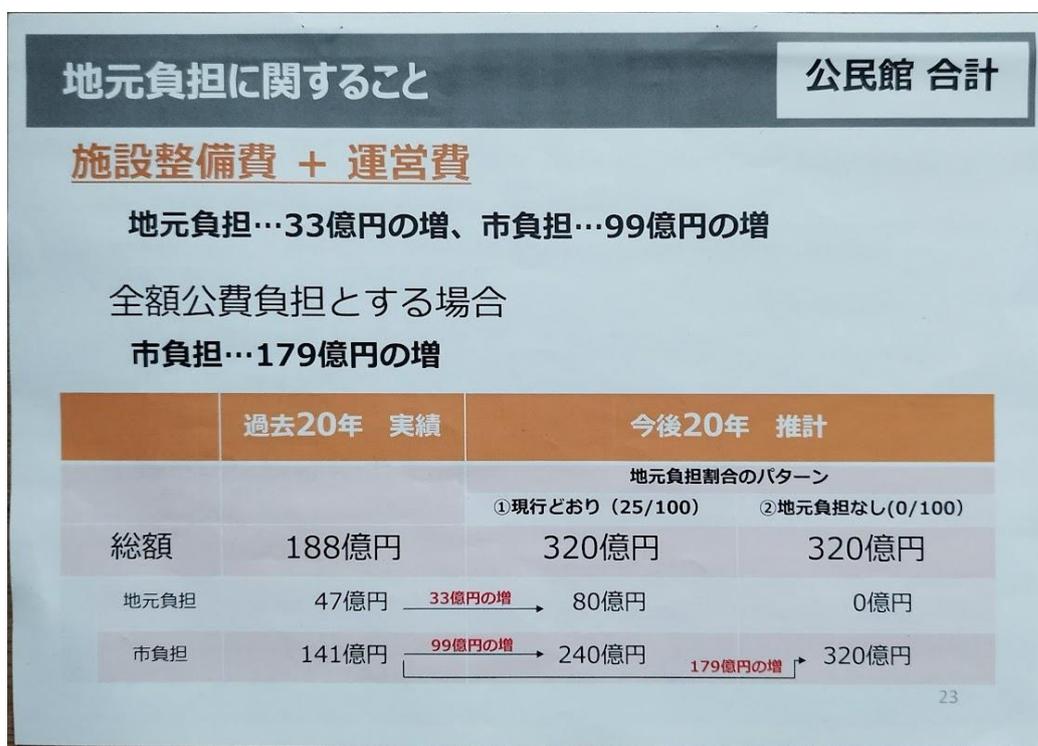


【金沢方式って何？】

今、金沢では「金沢方式」で揺れています。しかし、ほとんどの人は「金沢方式」を知りませんでした。私も1年前に初めて知りました。金沢では戦後から**税外負担**を徴収しています。それも**強制的**にです。町会の加入者だけに町会費に上乗せをして負担をさせ、

取られていることを知らない者、知っていても負担せざるを得ないと不思議に思わない者ばかりで80年以上も続いています。

しかしある地区で公民館の建て替え構想が始まり、多大な負担金の要求が分かり揺れ始めました。



「金沢方式あり方懇話会資料」(金沢市作成)

【金沢市の言い分】

M市長は、議会や色々な場で「金沢方式」を次のように説明しています。

「昭和27年、新たな公民館の設置に際して、多少の地元負担を伴っても校下ごとに公民館が欲しいとの地域住民の強い要望を受けて、地元が一定割合を負担することによって、当初計画より30館多い公民館を開設したことに始まった。」

【これは事実でしょうか？】

これは今から72年前、あまりにも抽象的な文章が市政の根柢では根柢とは言えないですね。いつ、誰と話したのでしょうか。そこで少し調べてみました。

金沢市公民館設置条例(昭和24年9月28、昭和27年4月1日一部改正)

第2条 公民館の名称及び位置は下記の通りとする。

- ・金沢市立中央公民館
- ・金沢市立森山町公民館
- ・金沢市立石引町公民館
- ・金沢市立金石町公民館

・金沢市立三馬町公民館

この時点で5館であり、地域住民が各校下ごとに30館もの公民館の設置を求め、建設費の一部を負担することに同意との説明、これが「金沢方式」の根拠として**多大な負担を求める根拠**となるのでしょうか。30館とはどこでしょうか。

また、平成12年に金沢市公民館連合会が開いた設立50周年の記念座談会「**公民館50年の反省と将来展望 一金沢方式の公民館運営を振り返る**」の資料内、

「公民館の設置運営について」(発社122号21.7.5 各地方長官宛 文部次官)

四 公民館の維持及び運営

(一)公民館は町村民全体の自主的な要望と協力によって自治的に設置すべきものであるから、**公民館維持経理の財源も一般的町村費及び寄付金に依るのを原則**とすること。

(二)一般町村費で賄い難い場合は別に公民館維持会の組織を作り、公民館の設置運営に熱意ある**篤志者の支持**によって円滑な維持経理を図ること。

とあり、戦後からこの通達により、市は維持経理の一部を地域住民に負担させていたことが分かります。**税外負担は戦後から今までずっと続いています。**



金沢市が特別なことをしていたのではなく、全国的なものだね。

【「金沢方式」という名はいつから始まったのか？】

金沢市議会議事録によると、平成2年12月20日定例会でK議員が「金沢方式と言われる言葉を生んだY新市長、これからの期待を十分いたしております。」との賛辞に、Y市長は「冒頭私に賜りました温かいお言葉に感謝をいたします。」と述べています。ということは、平成の初めにこの言葉ができたと思われます。

市が「金沢方式」の定義する冒頭の、昭和27年の地域住民の要望を受けて金沢方式が始まったというのは虚偽ではないでしょうか。なぜ市は「金沢方式」という新たな名前をつけ他に誇れると美化しなければならなかったのでしょうか。

それは、**税外負担の重さに対する市民の不満の声が徐々に高まってきたから**だと思われ



金沢市は旧態依然、税外負担の徴収をやめなかったということ
なんだね。

「金沢市と町内会」という報告書があります。金沢市町会連合会が昭和42年10月10日に10周年記念事業として、町内会組織にあらゆる角度から科学的分析を行うことにより、その実態を正確に把握しようと考えて、金沢大学にその研究を依頼した報告書籍です。当時のT市長も「町会の社会的性格や存在の意義、組織、機能などの諸問題を解明し、将来のあり方についての検討がぜひ必要であると思われる。町会連合会自体がこうした貴重な資料をまとめられたことは、まことに有難く感謝と敬意を表する。」と冒頭で絶賛しています。

その座談会（金沢市総務課長出席）で、

・現在の町会は、自主的に組織されたものである。しかし現実には市行政の末端事務の処理機能的性格を持っている。更に自治消防、公民館の運営には大きな位置を占め、それに伴う税外負担の問題に悩んでいる状態であり、町会本来の自主的活動になかなか手が回らないというのが実情である。(M町会連合会長)

・戦後、町会は子供の世話が主体であり、それに付帯して町内の街灯の管理が主体。本来の在り方としては、親睦団体であり市からの連絡物配布などはしたくなかった。年間予算の約30%が税外負担の金で財政も苦しくなる。(N常任理事)

と、述べています。



地域住民と行政の挟間で大変だったんだね。

【金沢方式は法律に違反していないのか？】

○地方財政法（割当的寄附金等の禁止）

第4条の5 国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和22年法律第59号）第2条に規定する下級裁判所を含む。）は地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金（これに相当する物品等を含む。）を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む。）するようなことをしてはならない。

『N市長の姿勢』

N市長は、市議会の令和6年12月議会で「地財法4条の5は寄附を排除していない」と言いました。



この法律は、寄付行為そのものを認めるか否かについて直接的に言及していません。市長が「寄付を排除していない」と主張するのは、この条文の解釈を誤っているんじゃないかな。

また、こうも言いました。

「本市における公民館児童館の整備に関して、建設工事のほか、施設の大規模な修繕についても地元負担が生じることを前提に地域の総意に基づいて行っております。地元の同意を得ているということから、寄附の強要に当たらないと捉えております。」

「法律に違反してないと考えております。違反している場合には根拠が必要かもしれませんが、違反しておりませんので根拠を示す必要はないと思います。」



地元が寄附をしなければ公共事業をしない。違反していないと強弁すれば、その根拠を示す必要ない。なんともすごい市長だね！！
こりゃ、有無を言わず寄附を集めにやらねえ！

○ある町で起こった事例です（『判例セレクト2007』有斐閣）

『事件の概要』

滋賀県甲賀市甲南町の希望ヶ丘自治会は、従来、赤い羽根共同募金や日本赤十字社への寄付金を、各世帯を訪問して任意で集めていました。しかし、高齢者も多く、集金に負担がかかることから、2006年に自治会費に募金・寄付金を上乗せし、一括で徴収することを決議しました。

この決議に対し、寄付は個人の自由であるとして、一部の住民が訴訟を起こしました。

『各裁判所の判断』

- ・ 大津地方裁判所（一審）：募金対象団体が政治的でないことや、負担額が過大ではないことを理由に、決議は有効との判決。（大津地方裁判所 平成18年11月27日）
- ・ 大阪高等裁判所（二審）：募金・寄付は任意で行われるべきものであり、一括徴収は会員の思想・信条の自由を侵害するとし、決議は無効との判決。

（大阪高等裁判所 平成19年8月24日判決）

- ・ 最高裁判所：二審の判決を支持し、決議は無効と確定。

（最高裁判所第1小法廷 平成20年4月3日判決）

『最高裁判決の理由』

募金・寄付は、個人の属性や経済状況など、思想・信条に大きく左右される行為である。

自治会に加入しなければ、ゴミ捨て場を利用できないなど、脱会が事実上制限されている状況下で、募金・寄付を強制することは、思想・信条の自由を侵害する。

自治会は、様々な価値観を持つ会員がいることを考慮し、個人の自由を尊重すべきである。

他にも法令違反と思われる点があります。

「地方財政法逐条解説」石原信夫著により説明します。石原氏は、地方自治庁（現総務省）入庁。82年財政局長、84年事務次官、87年（～95年）内閣官房副長官（竹下、宇野、海部、宮澤、細川、羽田、村山の各内閣）を務めた地方自治の専門家です。

※ 書籍内の解説

○地方財政法（予算の編成）

第3条 地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

2 地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。

※ 「法令の定めるところ」とは、法律、政令及び省令のほか当該地方公共団体の条例及び規則の規定を指す。

「合理的な基準」とは、合理性に基づき、効率性によって貫かれるべきことが、財政の健全性を確保するゆえん。

→何の法的な根拠もないまま、町会加入者にだけ寄附を強要している。

「正確にその財源を捕そくし」

→財源が強制寄附ではないとすると財源が不確かで、目的物の完成が担保されない。



寄附は集まるかどうかは分からない。集まるかどうか分からない金で予算を作ってはだめということだね。

○地方財政法（予算の執行等）

第4条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

※ 「厳正に確保する」とは、法規の命ずるところに従い、収入すべきものを忠実に収すること。



何の法的な根拠もないまま、一部住民（町会加入者）に寄附を強要してはダメだと言っているんだ。

○地方財政法（割当的寄附金等の禁止）第4条の5

条文を前掲しましたが、逐条解説では次のように述べています。

※元来、寄付金は自発的・任意的なものであるべきだが、**寄附金の名目に隠れた負担の強制的転嫁が甚だしく**、これが財政秩序の乱れを招く重大な原因ともなる恐れがあることに鑑み設けられた規定。

「割り当てる」ということは、当然、強制の意味を含むもの。「強制的に徴収」とは、権力関係又は公権力を利用して強圧的に寄附をさせるという意味であり、応じない場合に不利益をもたらすべきことを暗示するなど社会的心理的に圧迫を加える場合も含む。



「金沢方式」は市が寄附の申し出を受けたと言いながら、**総事業費の4分1を地元負担と公言し、割当額を負担しなければ事業をしない**。これでは寄附の強制徴収としか言いようがない。

○地方財政法（市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費）

第27条の4 市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定めるものについて、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。

※本条の目的は、市町村が本来負担すべき経費を住民に対して転嫁すること(税外負担)の排除である。その内容は、

- ①市町村の職員の給与に要する経費
 - ②市町村立の小学校及び中学校の建物の維持及び修繕に要する経費
- となっている。

「市町村の職員」とは、名目のいかんを問わず市町村に雇用されているものをいう。



公民館を管理運営する人件費等についても、「金沢方式」の名のもと4分1を強制寄附で地元負担をさせている。

【金沢方式は他に誇れるものか？】

- ①税外負担は低所得者層にとって不利な賦課方式という問題がある。税外負担に依存することになれば、所得税・地方税をほとんど納めない階層にまで負担の範囲を広げることになる。

- ②最も必要な地域に最も必要な時に施策が行われるのではなく、一定の地元負担金或いはそれ以上を提供した地域に優先して行政施策が行われる。
- ③市全体の世帯の内、町会加入世帯の68%の住民にだけ負担の義務を負わせている。
- ④市が「地区代表がどのように集めているかは市は関知していない」と主張することは、市の責任放棄につながりかねない。市は、住民の福祉を担う立場として、住民が不当な扱いを受けていないか、常に監視する責任がある。

【町会は誰のもの？】

金沢市町会連合会が昭和42年に出版した「金沢市と町内会」での問題指摘は今にも通じています。問題は行政だけではなく、我々住民にも反省すべき点は多くあります。

以下に一部を転記します。

§ 自主的組織としての町内会

地域社会に何か問題が起こると、住民の力を組織するための努力を十分にやらないで、国や役所の責任に帰する傾向は、我々日本人に一般的に認められる。日常生活に関連の深い諸機能の遂行をすべて国や地方公共団体にまかせて、町内会は親睦だけという考え方には無理がある。全て税外負担とすることには問題がある。住民一人一人の理解と納得の下にその負担が支出されず、天下りの的一括割り当てされるところに問題がある。

§ 町内会の連合化とその問題点

無関心の住民が多かったからこそ、現在の町内会のように行政の下請と諸負担金の吸い上げ装置としての性格が強くなった。地域住民が自分たちの生活と関係の深い面で、政治や行政の在り方に関心を持つことは望ましい。しかし地域住民全体の名の下に、特定の地域、特定の指導者の利害関心だけが強引に押し進められることがあれば、正しい政治を歪め、行政を私するものである。